

# 第19回

## 島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成30年12月26日（水）午後4時00分より  
於：島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1

## 第19回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成30年12月26日(水) 15時58分
2. 閉会時間 平成30年12月26日(水) 16時39分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 17名
5. 欠席委員者の数 1名
6. 出席推進委員の数 13名
7. 報告事項
  - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
  - 報告第2号 農地台帳登載申請について
  - 報告第3号 農業用施設届について
8. 議案
  - 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
  - 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について

午後3時58分開始

議長

皆さんお揃いですので始めたいと思います。

只今より、第19回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・番 ・・・・ 委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・番 ・・・・ 委員、・番 ・・・・ 委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

議案集1ページに記載のとおりで、4件 6筆 10,951平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、農地台帳登載申請について報告します。

議案集2ページに記載のとおりで、1件 3筆 895㎡ の届けがありました。

なお、現地確認については、12月21日に行った現地調査に併せて当番の委員に確認していただきました。

次に、報告第3号、農業用施設届については、議案集2ページに記載のとおりで、1件 1筆 168平方メートルの届けがありました。以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1 番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑 1 筆 967 平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、25,019.02 平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕運機1台、管理機1台、草刈り機1台、動力噴霧器1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について報告します。

1 番の譲受人は、農家で、15年の農作業歴があります。

両親・妻・子の5人で農業を営んでおり、人参を作付し、通作距離は自宅より車で5分ということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長(堀川 好清 会長)

只今、説明がありました。第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について説明します。

2 番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑 1 筆 246 平方メートル及び 田 4 筆 2,552.23 平方メートルの合計 2,798.

23平方メートルを・・・で贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、7,996.23平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、ハーベスタ1台、バインダー1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。.....

委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、兼業農家で10年の農作業歴があります。

両親と3人で、同一経営体として農業を営んでおり、水稻、白菜、人参、馬鈴薯、ブロッコリーを作付している状況で、問題なしと見ております。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について説明します。

3番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑 3筆 741平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、17,048平方メートルで、農機具は、トラクター1台、軽トラック1台、

消毒機械1台、管理機2台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 . . . . .

委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の譲受人は、農家で40年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、水稻、馬鈴薯、レタス、高菜を作付し、通作距離は自宅より3キロメートルということで、問題なしと見て参りました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲渡人は. . . の. . . . .さん及び. . . の. . . . .さん、譲受人は. . . の. . . . .さんで、申請地180平方メートルを譲り受け、木造2階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。……

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は……の一角にあり、西側は譲渡人所有の農地、それ以外の周囲は宅地となっております。

既存の石積み及び擁壁があることから、現状のまま利用し、雨水は溜枿を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について説明します。

2番の譲渡人は……の……さん、譲受人は……の……さんで、申請地1, 854平方メートルを譲り受け、宅地を7区画造成して分譲販売したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しており

ます。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 ……

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は…の一角にあり、北側及び西側は農地、東側及び南側は宅地となっております。

盛土造成し擁壁を設け、雨水は新設する側溝を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。 ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について、ご意見等はありませんか。

・番 ……委員

今の件について、排水はどのように考えられていますか。

事務局

排水につきましては、資料の5ページをご覧くださいよろしいでしょうか。別添の資料の5ページに区画利用計画図ということで記載をしてありますが、この中に、7区画の中に指定道路を入れるように予定をされております。その中に側溝を造って排水がされている、その側溝を通じて道路側溝へ出していく計画がされているところです。

・番 ……委員

実はこの申請地の下は私の畑ですけれども、あの道路が出来てから十何年なるけれど、道路が出来ただけに、うちの畑は水びたし、側溝に入りきらん状態ですよね。その側溝が道路の上下にありますけれども、その側溝じゃどうにも飲み切らなくて、私は3年前から市役所に言いよるけど、全然進行しとらんとですよ。雨が毎日降れば、毎日言いたかばってん、毎日降らんけん、言ってませんけど。

あの側溝はどがんかなるような状態にもっていかれますかね。今飲み切らんとですよ、実際。役所の方であの側溝をどうにかできればと思っているとですよ。まして今度また、7軒も8軒も増えれば水はどうしても増えるけんです。そこのところをどうにかしてほしい。もう3年前から言ってるけど全然進まんとですよ。検討しますと言うけれど、50メートルぐらいの検討、明日でもできるよ

うな感じですけど。

その側溝のところはしてもらわなければ私は賛成できない。

事務局

その側溝は、・・・・線の道路側溝があふれるということですか。

・番・・・・委員

・・・・から来た道路です。ぶつかって水を飲み切れない、向こうが勢いの早かけん。で、うちの畑に流れてくつとですたい。何年も前から言ってるけど進まないの、この際、住宅ができるので、どうにかできないものかと思っている。

・番・・・・委員

これには、被害が出た場合は個人の責任において解決しますと書いてある。だからさすとじゃなかと。この人が印鑑まで付いて、・・・・名前まで書いてあるじゃないですか。隣接地に被害が生じた場合については、申請人の責において解決しますと、だから何かしなければならないのではないか。もう飲み切らんということが分かっているならば、従来までどこでも、例えば、・・・・がする場合も駐車場に雨がたまるようにしてやったですたいね。ストレートに流れんごと、ため池のように溜まってその池の幅で流量計算をすれば分かる。そういったことが必要ではないか。

事務局

申請者の方に確認等を行いたいと思いますので、お時間をいただければと思います。

・番・・・・委員

これは、保留しておけばどうですか。保留、申請を一時、許可するとば保留しておいて、そういうものが、被害防除計画がこれで大丈夫だというものが出来てからするごとすれば。

・番・・・・委員

役所の許可の下りなければ、私は許可できない。保留にしとけばよいのでは、ここでは決まらんでしょうから。

・番・・・・委員

これはまた別件なんですけれど、私の・・・・のところもですね、一か所、つい最近・・・・が出来たわけなんですよ、亡くなられた方がおって、それまでは約40年間住んでおられたんですけど、その人がなくなって、隣接地に日照権が当たるところが、半分以上7メートルぐらいの2階建ての家が出来たわけ、つい最近、もう許可をしてるもんですから農業委員会の指導によって作ったと、その人は了解させとるとですよ。

農業委員会は、その当時は、最初家が建った時には2階建ての家だったですから7メートルぐらい境界から離しとるわけですよ、最初の家は。ところが、それから何年か経ってからすぐ近くまで下屋を出して物置を作っとらす訳、それと今度同じように、先の方に畑が70メートルぐらいしかないのに2階建てを作った、だから、70メートルぐらいしかない農地の幅が半分以上は日陰になってしまうわけ。そして反対側に7メートルも8メートルも空けとらすわけ、意図的に作ってあるとですよ。農業委員会の指導によって建てていると本人には言っている。だからここで一旦許可してしまえば農業委員会は何も言えなくなる。あとは民法になるでしょう。それと1メートル 都会なら良かわけです。ところが、一杯そういうものが出来るわけですから、農業委員会には遊休農地を解消せろと、一方ではさせとるとです。こんだ一旦許可が下りてしまったら関係なしに逆な日照権の問題でもできないわけじゃないですか。今も2メートルぐらい空けとらすわけですよ。

・番 . . . . . 委員

申し訳ないんですけど、今議題になっていることは、. . . さんのというか、. . . . . さんの件なので、そちらの方で進めてもらっていいですか。

議長

はい。排水問題ですけど、事務局としても、排水の水路の確認を現在取っていないと言うことですので、この案件を保留にして確認を取りたいと考えております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

次の案件に進みたいと思います。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について説明します。

3番の使用貸人は、. . . の. . . . . さん、使用借人は. . . の. . . . . さんで、申請地523平方メートルを借り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地（農地法施行令第12条1号）で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地転用の不許可の例外（農地法施行令第11条第1項第2号イ・農地法施行規則第33条4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続されるもの」）に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。……

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は……の一角にあり、東側は農地、西側は道路を挟んで農地、北側及び南側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下及び道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について説明します。

4番の使用貸人は、……の……さん、使用借人は……の……さんで、申請地194平方メートルを借り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地（農地法施行令第12条1号）で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用

は不許可になりますが、農地転用の不許可の例外（農地法施行令第11条第1項第2号イ・農地法施行規則第33条4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続されるもの」）に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。……

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の申請地は……の一角にあり、北側及び東側は宅地、南側は道路を挟んで農地、西側は使用貸人所有の農地となっております。

隣接する宅地と同じ高さまで切土造成し擁壁を設け、雨水は自然流下及び道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について説明します。

5番の使用貸人は・・・の・・・さん、使用借人は・・・の・・・さん及び・・・さんで、申請地498平方メートルを借り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地（農地法施行令第12条1号）で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地転用の不許可の例外（農地法施行令第11条第1項第2号イ・農地法施行規則第33条4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続されるもの」）に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。……

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について報告します。

5番の申請地は・・・の一角にあり、北側は道路を挟んで農地、東側は農地、南側は使用貸人所有の農地、西側は宅地となっております。

擁壁を設け、現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ、污水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請5番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集5ページから11ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 6件 16筆 9,608.00㎡

耕作権の再設定 33件 51筆 54,311.30㎡

合計 39件 67筆 63,919.30㎡ です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集12ページに記載のとおりで、4件 5筆 4,193.00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案 農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定します。

以上で、第19回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第19回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後4時39分